

令和5年度 日出町障がい者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、町の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、日出町の全組織を対象とする。

3 障がい者就労施設等

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・生活介護事業所
- ・障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

(2) 障がい者多数雇用企業

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
- ・重度障がい者多数雇用事業所

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ・在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等

町が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。(下記に記載のないものであっても、町が調達可能な物品、役務であれば対象とする)

- ・物品(食料品、農産物、印刷物、花苗、記念品、日用品、その他)
- ・役務(軽作業、草刈り、清掃作業、その他)

5 調達目標

当該年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標については、過去実績にとらわれず、発注可能なものについて積極的に発注する。

6 調達推進の方法

この調達方針の担当は介護福祉課障害福祉係とし、障がい者就労施設等が供給可能な物品等について情報を収集し、情報提供を行うものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく町ホームページ等により公表する。

8 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。